

スクラップヤードの現場（千葉市提供）



スクラップヤード 屋外保管施設 適正管理へ

千葉市は今月から、金属や木材などの再生資源物の屋外保管施設「スクラップヤード」を設置する場合に届け出制ではなく、許可制として規制する条例を本格施行させた。同条例は昨年11月に施行し

規制条例が本格施行

千葉市
だが、今月からは、違反すれば刑事罰が適用されるようになり、再生資源物の適正管理に向けた取り組みが前進する。市環境局によると、こうした条例で許可制や厳罰を取り入れたのは全国初だという。

現在、千葉市内に設置されているスクラップヤードは、約100カ所。条例施行前は、再資源化のために解体した建物や使用済みの工業製品から回収した金属や木材、プラスチックなどが、各施設で高さ10メートルほど山積み。特に同市若葉区に集中し、施設と住宅との間隔が狭いところが多いために騒音や振動、過剰な積み上げによる火災の発生などで近隣住民の生活に支障を来していた。

一方、再生資源物は、「有価物」として取引されるため、廃棄物処理法の規制対象となる「廃棄物」には該当せず、これまで事業者の保管に行政が対応するのは難しく、長年の懸案だった。条例では、保管場所の立地基準と保管基準を規定。事業者に対し、スクラップヤード設置に関する市の許可を求めることにした。具体的には、住宅などから100メートル以上離れることを要件とし、積み上げた山の高さは5メートル以下、さらに一つ

全国初 設置を許可制に、罰則適用も

の山の最大面積を200平方メートル以下とし、山同士の間隔を2メートル以上になるように定めた。このほか、事業者は火災の延焼を防止するための措置や囲いの設置も必要とした。

罰則は、無許可の設置や命令違反で1年以下の懲役、または100万円以下の罰金。市環境局の松戸利一局長は「昨年の施行から新設はなく、一定の抑止効果があった。今後も条例の周知に努めながら実効性あ

るものにしていく」と話す。

公明、国会議員と連携し制定後押し

条例制定は、党市議団（近藤千鶴子幹事長）が一貫して推進。2018年から青山雅紀議員が、住民から寄せられた相談を踏まえ、何度も議会質問で取り上げ、再生資源物を適正に管理する条例化を要望していた。また、条例に罰則規定を盛り込むに当たり、国会議員とも連携。公明党の富田茂之衆院議員（当時）が検察庁に掛け合い、制定を後押しした。



説明を受ける党市議団のメンバー

担当者から状況の説明を受けた近藤幹事長らは、「火災や騒音から住民の生活を守り、安全・安心の街づくりを進める」と決意を語る。